

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案）

に対する意見募集について

令和 6 年 1 2 月 1 5 日

船橋市建設局建築部宅地課

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という）に基づき、新たな規制区域の指定を行うための基礎調査を実施し、その結果を基にした規制区域（案）を作成したため、市民の皆様からの意見を募集します。

1 法改正の趣旨

令和 3 年 7 月に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、盛土等を行う土地の用途や盛土等の目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、宅地造成等規制法を抜本的に改正するかたちで、宅地造成及び特定盛土等規制法が施行されました。

2 盛土規制法の概要

(1) スキマのない規制

- ア 都道府県知事等が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定します。
- イ 農地・森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛土等を許可の対象とします。

(2) 盛土等の安全性の確保

- ア 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定します。
- イ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、施工状況の定期報告、施工中の中間検査、工事完了時の完了検査を実施します。

(3) 責任の所在の明確化

- ア 盛土等が行われた土地について、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することを明確化しています。
- イ 災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令できることとしています。

(4) 実効性のある罰則の措置

ア 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する罰則について、条例による罰則の上限より高い水準に強化しています。

※最大で懲役 3 年以下・罰金 1,000 万円以下・法人重科 3 億円以下

3 規制区域の考え方

(1) 規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアは、規制区域として指定されます。



出典：国土交通省・農林水産省・林野庁 「盛土規制法パンフレット（事業者用）」

(2) 規制区域の範囲

盛土規制法第 4 条の規定により基礎調査を実施し、規制区域（案）を作成したところ、船橋市内は全域が宅地造成等工事規制区域の候補となりました。

別紙 1 参照。

4 規制対象行為について

宅地造成等工事規制区域内では、別紙2（許可が必要な工事の要件）のような盛土等を行う場合、許可が必要となります。

5 規制区域の指定日について

令和7年5月までの指定を予定しています。

○資料の閲覧及び意見募集の期間

令和6年12月15日（日曜日）から令和7年1月14日（火曜日）まで（必着）

○宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案）の閲覧方法

宅地課（市役所6階）、行政資料室（市役所11階）、各出張所（二和出張所を除く）、各図書館、各公民館（東部公民館、新高根公民館を除く）、各連絡所（津田沼連絡所を除く）、船橋駅前総合窓口センターで閲覧することができます。

また下記のコードより、船橋市ホームページからファイルをご覧いただけます。



○意見を提出できる方

市内に住所を有する方、市内に通勤又は通学されている方、または市内に事務所・事業所を有する法人、その他当該案に関し利害関係を有する方

○意見の提出方法

次の6点を記入の上、郵送、ファックス、電子メール、直接持参にて、宅地課までご提出ください。

1. 住所
2. 氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名）
3. 電話番号
4. 通勤・通学先の名称（※市内在住ではない方のみ）
5. 政策案等の名称（別紙3の意見提出様式で提出される方は不要）
6. 政策案に対するご意見

※注意事項

- ・様式は問いませんが、下記のコードより「別紙３の意見提出様式」をご利用いただくこともできます。
- ・匿名や電話での受付はしておりません。
- ・ご記入いただいた住所・氏名・電話番号等の個人情報は、意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認など、意見募集の目的以外には使用しません。また、意見書等結果の公表の際には、ご意見の内容以外（氏名・住所等）は公表しません。



○留意事項

- ・提出いただいたご意見は、内容ごとに整理・分類した上で、ご意見に対する市の考え方とともに後日ホームページ上で公表いたします。
- ・この手続きは、案件に対する具体的な意見を収集するもので、賛否を問うものではありません。
- ・個々のご意見に対して、直接・個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

【提出方法・送付先】

- ・郵送または持参 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 宅地課
- ・FAX 047-436-2716
- ・電子メール takuchi@city.funabashi.lg.jp